

○厚生労働省告示第百二十号

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十一号）
 第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき、平成二十九年度における後期高齢者
 医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に
 基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

平成二十九年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下「省令」という。）
 第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率又は額とする。

区 分	率 又 は 額
省令第四条第二項の厚生労働大臣が定める普通調整係数	○・九六四八〇七一四九七一
省令第四条第四項の厚生労働大臣が定める補正係数	一・〇六二〇八四九〇五八七
省令第五条第四項の厚生労働大臣が定める一人平均所得額	五十万四千五百十八円